

5 補償及び福祉事業の概要

基金は、職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償及び福祉事業を実施することとなっておりますが、その概要は次のとおりです。

(1) 補 償

職員の公務災害又は通勤災害について基金が行う補償の種類、事由及び内容は次のとおりです。

補償の種類	補 償 事 由	補 償 の 内 容	根拠法令
1 療 養 補 償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	<p>必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである。(療養上必要と認められるものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 診 察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移 送 	法第26条～第27条
2 休 業 補 償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を、勤務することができない期間支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は監獄等に拘禁若しくは収容されている者は行わない。	法第28条
3 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が則別表に定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給する。	法第28条の2
4 障 害 補 償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき法別表に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、第8級から第14級までは一時金を支給する。	法第29条
5 介 護 補 償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、総務省令で定める程度の障害を有し、常時又は隨時介護を受けている者	常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する経費を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間(病院に入院している間又は身体障害者療護施設に入所している間を除く。)支給する。	法第30条の2
6 遺 族 補 償	公務又は通勤により死亡した場合	<p>(1) 遺族補償年金</p> <p>配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹(ただし、妻以外の者にあっては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は、60歳以上の者(一定の障害の状態にある者を除く。))で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた者に対し、年金を支給する。</p>	法第31条～第39条附則第7条、第7条の2 令附則第2条

補償の種類	補 償 事 由	補 償 の 内 容	根拠法令	
		(2) 遺族補償一時金 ① (1)に掲げる要件に該当しない配偶者子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。 ② 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、①の場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として上記①の者に支給する。		
7 葬 祭 补 償	公務又は通勤により死亡した場合	遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）に対し、315,000円に平均給与額の30日分に相当する金額を加えた金額（この額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する金額）を支給する。	法第42条 令第2条の2 附則第1条の2	
8 障害補償年金 差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支払われた当該年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額を支給する。	法附則第5条の2 則附則第4条	
9 障害補償年金 前 払 一時 金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	法附則第5条の3 則附則第4条の2～第4条の4	
10 遺族補償年金 前 払 一時 金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	法附則第6条 則附則第4条の5～第4条の8	
船員の特例	11 予後補償	傷病が治ったとき勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を、治った日の翌日から、勤務することができない期間（1月を超えるときは、1月間）支給する。ただし、監獄等に拘禁又は収容されている者には行わない。	法第46条の2 令第6条
	12 行方不明補償	船員が公務上行方不明になった場合	行方不明となったとき、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日から、その行方不明の期間（3月を超えるときは、3月間）1日につき平均給与額の100%に相当する金額を支給する。ただし、当該期間が1月に満たない場合は行わない。	法第46条の2 令第8条

※ 法 …… 地方公務員災害補償法

令 …… 地方公務員災害補償法施行令

則 …… 地方公務員災害補償法施行規則